○農林水産省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮城県登米市津山町横山字本町八三の四、字上の山一の一、四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百六十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
JD5574	144983	プリンセス　ベル	令和7.11.7
7KSU	144927	疾風	7.11.10
7KUC	145027	NEPTUNE ACE	7.11.10
7KTB	144961	SG LAGOON	7.11.11
JD5623	145057	希宝	7.11.11
JD5505	144877	大和	7.11.12
JD5612	145044	しんゆう	7.11.12
JD5596	145018	第三十住若丸	7.11.13
7KTU	145010	TUBARAO MARU	7.11.14
JD5610	145042	REALIZE	7.11.17
JD5593	145011	はるかぜ	7.11.18
JD5615	145047	第一進栄丸	7.11.18
JD5619	145051	太晴	7.11.18
7KUI	145041	SAIKO	7.11.21
JD5583	144998	第八幸秀丸	7.11.25
7KRQ	144856	そうや	7.11.27
7KTM	144989	海鳳丸	7.11.27
JD5594	145012	SeaMAX	7.11.27
JD5617	145049	新希洋	7.11.28
7KTH	144977	第八永盛丸	7.12.2
JD5606	145034	いせしお	7.12.2
7KUF	145036	EUPHONY ACE	7.12.3
JD5639	145078	わだつみ	7.12.5
JD5613	145045	新玄海	7.12.9
7KTX	145016	NSU TUBARAO	7.12.10
JD5614	145046	大幸丸	7.12.11
JD5629	145065	たいほう丸	7.12.12
7KTJ	144980	しーかーご2	7.12.16
7KUH	145038	DIVINE ACE	7.12.19
JD5587	144995	若田丸	7.12.19
7KUG	145037	SWAN ACE	7.12.24
7KUK	145052	SAKURA BRIGHT	7.12.25

○国土交通省告示第二百六十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JPNZ	137107	みはま	令和7.11.5
JG5326	134965	せきかぜ	7.11.5
JH3491	135659	ILAKINI	7.11.10
JM5846	130503	第二十八浜吉丸	7.11.11
JK5442	135276	第十興徳丸	7.11.14
JL6491	137033	はるかぜ	7.11.14
JE2847	126667	第八正進丸	7.11.17
JG5377	136619	舞鶴丸	7.11.18
JM5845	130502	第二十七浜吉丸	7.11.18
JG4754	130236	はやて	7.11.19
JL6468	135503	第三十住若丸	7.11.20
JMZW	130552	第三十五昇喜丸	7.11.21
JD3493	141734	山洋丸	7.11.21
JL6612	136536	明春丸	7.11.25
JD2690	132879	ガリンコ号2	7.11.27
JH2928	124363	第十二欣盛丸	7.12.1
JG5144	133811	函洋丸	7.12.4
JL6112	133006	第一浪花丸	7.12.4
JM5487	127862	第二十一かいせい	7.12.4
7JSP	142257	NOBLE SALUTE	7.12.9
7KWV	130384	第五十八若潮丸	7.12.12
JM5878	130469	第三十一宇野丸	7.12.12
JM5879	130470	第三十三宇野丸	7.12.12
JRZJ	134956	第五十二正幸丸	7.12.17
7JNQ	141825	ELEGANT SALUTE	7.12.19
JH3302	133208	marumasa 8号	7.12.22
JJ3618	130834	第八永寿丸	7.12.24
JM5792	130452	第八海幸丸	7.12.25

○国土交通省告示第二百六十九号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A0919987	平成21.4.20	130384	第五十八若潮丸
A15211200	8.27.5.21	140335	第十七輪島丸

○国土交通省告示第二百七十号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
1945	平成10.3.9	124363	第十二欣盛丸

○国土交通省告示第二百七十一号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四七九号	中塚　達也	大阪府	令和八年一月二十七日	長崎水先区

○関東地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区小渕字大道下一九一一番一から同市緑区小渕字大道下一八八五番三まで	前	七・〇メートル	〇・〇八キロメートル
	後	一五・三メートル	〇・〇九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	千曲市大字桜堂字桜田四七五番一から同市大字杭瀬下字東沖三七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月十三日